

一般用電気工作物の調査業務における不適切事象について

2025年1月27日
関西電力送配電株式会社

当社は電気事業法に基づき、お客さまの屋内外配線の絶縁状態等について4年に1回以上調査する「定期調査」*を実施しておりますが、期限内に調査ができていないことが判明し、本日、中部近畿産業保安監督部近畿支部へ報告しました。

本件は、2024年10月18日に一部事業所において、定期調査実施漏れ事象が判明したため、全社で調査業務全般の運用を調査したところ、他事業所においても不適切な事象を確認したものです。

具体的には、定期調査において調査業務を管理するシステム（以下、システム）へ調査周期を登録・修正する際に、確認不足により誤った調査区分で登録していたことや、定期調査が必要なお客さまであるにも関わらずシステム要因により定期調査不要と登録していました。

さらに、一般用電気工作物に変更が無い場合のシステム登録において、誤った認識で処理を行った結果、期限内に調査ができていなかったこと等を確認しました。

期限内に定期調査が実施できていなかったお客さまをはじめ、関係者の皆さまには深くお詫び申し上げますとともに、これらのお客さまの調査を速やかに実施してまいります。

また、同様の事象を発生させないよう、業務処理方法に関する社内ルールを見直すとともに、業務内容に関する社内教育やシステムの改修等、再発防止対策の徹底に努めてまいります。

※ 住宅・街路灯等の一般用電気工作物が技術基準に適合しているかの調査を4年に1回（一人住まいの寝たきり老人宅や10kW以上の小中学校、幼稚園、プール施設などは毎年1回）以上実施することが電気事業法等で定められています。

以上

別紙：一般用電気工作物の調査業務における不適切事象の概要および再発防止対策について

別紙の一部を差し替えています。(2/14 プレスリリース)

(別紙)



一般用電気工作物の調査業務における 不適切事象の概要および再発防止対策について

関西電力送配電株式会社

2025年1月27日

(調査業務とは)

- 住宅や街路灯等の一般用電気工作物について、電気事業法において電線路等維持運用者である一般送配電事業者が調査することが定められています。調査業務には、実施するタイミングによって「定期調査」と「竣工調査」があります。

「定期調査」(365万件/年)

- 竣工調査以降4年に1回、一人住まいの寝たきり老人宅や10kW以上の小中学校、幼稚園、プール施設など(以下「特定需要家」)は毎年1回、実施するもの

「竣工調査」(40万件/年)

- 一般用電気工作物が設置された時および変更の工事が完成したときに実施するもの
 - ※調査は当社によるもののほか、関西電気保安協会など国へ登録している調査機関へ委託し実施しているものがある。
 - ※当社においては、街路灯・定額電灯・臨時電灯などの一般用電気工作物は設備が簡素なため、配電工事会社が工事の際に測定・点検した結果を、当社社員が机上で確認することで電気設備技術基準に適合しているかの判断が可能であることから、机上による竣工調査を実施しています。

- 当社では定期調査の調査周期などについてシステムにて管理していますが、需要場所の種類に応じて、以下の区分・周期としています。

需要場所の種類	調査区分	定期調査周期
一般需要家	定期調査	1回/4年
特定需要家	特定施設	1回/1年
小規模事業用工作物※	全量買取	調査不要

※10kW以上50kW未満の太陽光設備など

- 2024年10月18日に一部事業所において、システムから出力される調査区分確認リスト※を確認したところ、システム登録されている調査区分に誤りがあることを発見し、期限内に定期調査ができていないことが判明しました。
- 全社で調査業務全般の運用を調査したところ、一般用電気工作物の変更がない工事について、誤った認識でシステム登録していることや、竣工調査において有資格者による調査が実施できていないこと、調査結果の記録不備があることも判明しました。

※調査区分登録誤りによる定期調査漏れを防止するため、調査区分が不審であるものを年4回（9～12月）出力し確認するもの。

発生事象		発生件数	
【定期調査】	① 調査区分の自動登録処理 定期調査が必要な箇所について、システム要因で調査不要と登録したことにより、定期調査が実施できていなかったもの。	35件	2,782件
	② 竣工調査要否の誤登録 竣工調査前のシステム登録において、誤った竣工調査要否を登録したことにより、定期調査予定が削除され定期調査が実施できていなかったもの。	2,683件	
	③ 調査区分の誤登録 竣工調査後のシステム登録において、誤った調査区分を登録したことにより、定期調査が実施できていなかったもの。	64件	
【竣工調査】	④ 調査者の資格不備 机上による竣工調査において、有資格者による調査ができていなかったもの。	2,672件	8,372件
	⑤ 調査結果の記録不備 調査結果の記録について、有資格者の氏名が記録されていなかったもの。	5,700件	

事象	原因	再発防止対策
【定期調査】	① 調査区分の自動登録処理 ・ 特定の条件下において、調査区分を調査不要と登録した。【I】	○システム改修 * 2024年12月先行実施済 ・ 特定の条件で調査区分が調査不要に登録されないようシステムを改修する。【I】 ○社内ルールの改正 ・ 竣工調査不要な場合の登録方法、調査区分確認リストの対応方法、調査員の資格の確認方法、調査員の記録方法をルールに明記する。 【II・IV・VI・VII】 ・ 調査区分確認リストへの対応状況を、役職者が確認するルールに追加する。【V】 ○教育の実施 ・ 社内教育・研修で役職者および担当者へ知識付与を図る。【II、III、IV、V、VI、VII】 ○業務実施状況のフォロー ・ ルールに基づき処理しているか、上位機関が確認・フォローする。【II、III、IV、V、VI、VII】
	② 竣工調査要否の誤登録 ・ 竣工調査が不要な場合の登録方法をルールに明記していなかったため、登録方法を認識できていなかった。【II】	
	③ 調査区分の誤登録 ・ 調査区分を登録する際の確認が不十分であった。【III】	
	① リストの確認・対応不備 ・ 調査区分確認リストの対応方法をルールに明記していなかったため、業務内容を理解できていなかった。【IV】 ・ 調査区分確認リストに対して、適切に対応しているか確認するルールがなかった。【V】	
【竣工調査】	④ 調査者の資格不備 ・ 業務付与の際に調査者の資格を確認するルールがなかった。【VI】	
	⑤ 調査結果の記録不備 ・ 調査結果の記録要件に調査員氏名が必要と認識できていなかった。【VII】	